

特養・デイ・グループ・ヘルパー  
職員各位

令和5年5月2日  
社会福祉法人 伊勢湾福祉会  
理事長 大倉徹也

令和5年度介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算支給額

○支給対象事業所 処遇改善等加算対象事業所（特養・デイ・グループ・ヘルパー）

○介護職手当

【常勤職員及びフルタイム嘱託介護職員】 （月額） A：15,000円  
B：3,000円

※Bは夜勤者（夜勤は夜勤手当1回10,000円のうち5,000円が処遇改善手当）

※AはB以外の介護職員

- ・なお、夜勤者のうち、夜勤回数が2回/月以下の者は15,000円までの差額を支給する。
- ・入職後2カ月間嘱託職員である者は、12,000円/月とする。

【短時間嘱託介護職員及びパートタイマー、登録ヘルパー】 （時給） +100円

○特定処遇改善手当

【常勤職員及びフルタイム嘱託職員】

（月額） A：介護職員のうち勤続10年かつ介護福祉士 14,000円  
B：その他の介護職員・フルタイム嘱託介護職員 7,000円  
（入職後2カ月嘱託職員である者は3,500円）  
C：その他の職種 3,500円

※Cのその他の職種職員については、令和4年年間給与総支給額が法に記載されている金額を上回っている職員は対象外

○介護職員等ベースアップ等支援手当

【常勤職員及びフルタイム嘱託職員】

（月額） A：常勤介護職員・フルタイム嘱託介護職員 5,000円/月  
（但し、令和4年給与総支給額が500万円以上の職員はBとする。）  
B：その他の常勤職員・フルタイム嘱託ケアマネ 1,500円/月

※Bのその他の職員とは、看護職員・特養相談員・ケアマネージャー・事務・栄養士。

※令和4年度に通知した本加算による支給額は、令和5年5月給与支給分まで適用する。

【注】

※上記手当の支給額は、日常の状況によって理事長が変更することができる。

※入退職等による給与算定期間内の就業日数により、別途算定基準あり。

※本通知による上記3手当の支給金額適用期間は、令和5年6月給与から令和6年5月給与までとする。（介護職手当は実績手当のため、令和5年7月分給与での支給となる。）

以上